

まもりすまい保険 契約内容のご案内（住宅取得者様用）・追補版 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」について

まもりすまい保険では、住宅の売却等により住宅取得者様に変更となる場合、「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」を付帯している保険契約について所定の手続きを行うことにより、保険期間中の売却等によって新たに住宅を取得した購入者（転得者）様からの求めに応じて住宅事業者様が補修を行った場合等についても、保険金をお支払いすることができます。

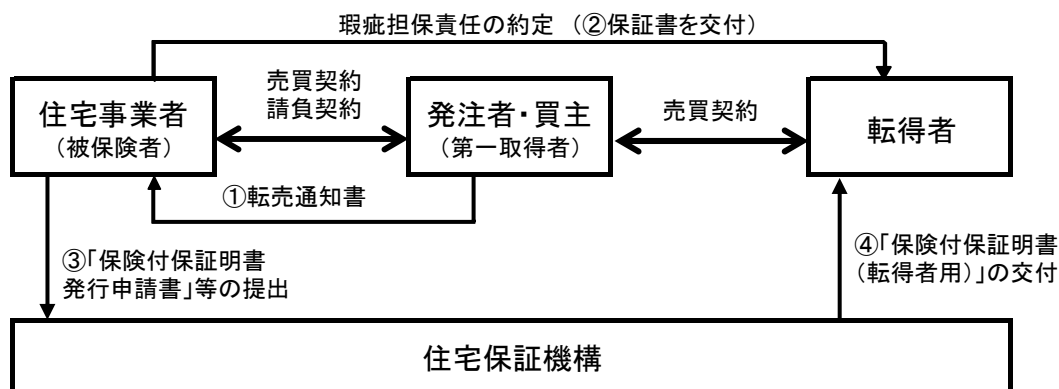
1. 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」が付帯されているかどうかご確認ください

転得者様にもこの保険を利用させていただくためには、この保険契約に、「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」（以下「転売特約」といいます。）が付帯されていることが必要です。お手元の保険付保証明書をご確認いただくか、不明な場合は、住宅事業者様またはまもりすまい保険の取次店までお問い合わせください。

2. 住宅を売却する場合には住宅事業者様に通知をお願いいたします

転売特約が付帯されている場合、住宅を売却したら、住宅事業者様に対して通知を行ってください。ひながたをご用意していますので、まもりすまい保険の取次店にご連絡ください。

通知を受けた住宅事業者様は、転得者様を登録するための手続きを行います。この手続きに従い、住宅保証機構から転得者様あてに保険付保証明書（転得者用）を発行いたします。



※ 転得者様からさらに売却が行われる場合にも②③④の手続きが必要です。その時点で住宅を所有しているのみが転得者となります。

3. 保険金支払いについて

○転売特約を付帯し、保険付保証明書（転得者用）の発行手続きが完了すると、転得者様からのご請求に応じて住宅事業者様が補修を行った場合でも、保険金支払いの事由に該当する場合は、住宅事業者様に保険金をお支払いいたします。また、住宅事業者様が倒産等の場合など瑕疵担保責任を履行できない場合には、転得者様から住宅保証機構に対して保険金請求をしていただくことができます。

○上記の場合であっても、当初の保険契約と比べて、保険金額・保険期間・保険金支払の事由等の変更はありません。

○住宅保証機構が保険期間を通じて支払う保険金の額は、被保険者（住宅事業者様）、第一取得者様および転得者様に支払う額を通算して適用します。

4. 追加保険料等はかかりません

転売特約の付帯手続き、保険付保証明書（転得者用）の交付手続きにあたり、事務手数料・追加保険料等はかかりません。

詳細については、住宅保証機構またはまもりすまい保険取次店にお問い合わせください。